第6期川崎市子どもの権利委員会からの 「子どもに対する支援の協働・連携について(答申)」 の提言に対する措置

2021 (令和3) 年3月

川崎市

本書は、第6期川崎市子どもの権利委員会による「子どもに対する支援の協働・連携について (答申)」に対して、「川崎市子どもの権利に関する条例」第40条に基づき講じた措置又は講じようとしている措置について公表するものです。

【参考】川崎市子どもの権利に関する条例(抜粋)

第7章 子どもの権利の保障状況の検証 (権利委員会)

第38条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)を置く。

- 2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。
- 3 権利委員会は、委員10人以内で組織する。
- 4 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。
- 8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。 (検証)
- 第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。
- 2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、 その結果を権利委員会に報告するものとする。
- 3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。
- 4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。
- 5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況につい て調査審議するものとする。
- 6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。 (答申に対する措置等)

第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

【措置の公表までの流れ】

平成29年3月13日 市長から「子どもに対する支援の協働・連携について」諮問

令和 元年5月17日 上記諮問に対して、市長へ答申

以降、答申内容について、庁内において情報共有

令和 3年3月 令和2年度における答申の提言に対する措置を取りまとめ、公表

目 次

「参え	と 咨	料】	筆ら	押川山	点市子	: ممار <u>م</u>	‡ . <i>c</i>	カホ	霍禾	季	昌	슈	~	ഗ≣	次F	捐	(I	Z)		•		•			•		•	1	2
提言	5	に交	けす	る措	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
提言	4	に対	す	る排	置	•	•	•	•	•		•		•	•		•	•	•			•	•		•	•	•		8
提言	3	に対	す	る推	置	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•				•		•	•	•		5
提言	2	に文	す	る措	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•	3
提言	1	ズン	す	る措	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1

本書中の「条例」または「子どもの権利条例」という記述は、特に断りなければ、「川崎市子どもの権利に関する条例」をいう。

提言1に対する措置

子ども参加の仕組みの活動実態を調査し、課題解決のために必要な支援を

すること

[提言内容]

- (1) 川崎市子ども会議等の実態を調査し、子どもとの話し合いのもとに課題解決の方策を講じること
- (2) 他自治体の子ども会議との交流を推進すること
- (3)子ども同士の情報共有や活動交流がしやすいように、SNSなどのツールを積極的に活用 すること
- (4) 調査する過程で、子ども自身が子どもの権利について詳しく知ることができるように、情報提供すること

(1) 川崎市子ども会議等の実態を調査し、子どもとの話し合いのもとに課題解決の方策を講じること

●子ども会議への参加者が少ないことについて、子ども委員とともに原因を探り、全市の学校に委員募集のチラシ3,000枚とポスター500枚を配布したり、子ども夢パークの来場者にビラを配布したりすることで、子ども会議への参加に向け、周知・広報活動をしています。

引き続き、広報活動を実施する中で、参加している子どもの声などから、子ども会議の活動の充 実ぶりや魅力を発信してまいります。〔教育委員会事務局 生涯学習推進課〕

(2) 他自治体の子ども会議との交流を推進すること

●令和元年度、令和2年度とも「子どもの権利条約フォーラム」に参加し、他自治体の子ども会議 との交流を図り、さまざまな子ども会議の取組を学んでいます。

令和3年度は本市で開催される「子どもの権利条約フォーラム」に参加し、全国の子ども会議との交流を通して、更なる活動の充実を図ってまいります。〔教育委員会事務局 生涯学習推進課〕

(3)子ども同士の情報共有や活動交流がしやすいように、SNSなどのツールを積極的に活用する こと

●行政区子ども会議の活動の様子をVTRで視聴したり、富山県で開催された「子どもの権利条約フォーラム」においてオンラインを利用して全国の子ども会議との情報交換や意見交流を行ったりすることで、子ども同士の情報共有や活動交流を促進しています。

今後も、オンラインを活用して、市内の子ども会議や他地域の子ども会議等と交流する場を設け、 子ども同士のさまざまな活動について情報交換を図ってまいります。〔教育委員会事務局 生涯学習 推進課〕

(4) 調査する過程で、子ども自身が子どもの権利について詳しく知ることができるように、情報提供すること

●令和2年度に実施した「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」において、条例が定める 7つの子どもの大切な権利について説明を掲載することで情報提供を行いました。

また、11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせて、市内全校の児童生徒に条例の リーフレットを配布しています。さらに、市内の育ち・学ぶ施設に条例のパンフレットを配布して います。[こども未来局 青少年支援室]

●条例をもとに「子どもの権利学習」資料を小学校1年生、5年生、中学校1年生に配布しています。また、「子どもの権利学習派遣事業」として専門の講師を派遣し、ワークショップ形式で子どもの権利について学ぶ機会を提供しています。他にも、条例にある「子どもの救済」に関連して相談機関を紹介した「相談カード」を全児童生徒に配布しています。〔教育委員会事務局 教育政策室〕

提言2に対する措置

相談機関や救済制度を、子どもやおとなにとって利用しやすいものとなる よう取組を進めること

[提言内容]

- (1) メールやSNSによる外国語対応を含む相談などの導入を検討すること
- (2) 不登校の子ども、外国につながりのある子ども、障がいのある子どもについて、一人ひと りの状況をとらえながら支援等を行うこと
- (3) 居場所型の支援の仕組みの身近な地域ごとへの設置を検討すること
- (4) 利用者に寄り添う相談支援ができるよう、相談者の研修において、子どもの権利の周知を 行うこと

(1) メールやSNSによる外国語対応を含む相談などの導入を検討すること

- ●川崎市国際交流センターにおいて、外国人窓口相談(多文化共生総合相談ワンストップセンター) を実施し、日常生活における困りごと等の総合相談を、多言語でメールによる相談を受け付けています。[市民文化局 多文化共生推進課]
- ●令和2年7月から横浜市、相模原市、横須賀市とともに県が実施している、児童虐待、親との関係、家族の悩みなどの相談をLINEで行うことができる「かながわ子ども家庭110番相談LINE」に参加しています。〔こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室〕
- ●子どもの権利の侵害や男女平等にかかわる人権の侵害についての相談・救済の申立てについて、相談日をはじめ相談・救済の申立て方法等を記載したパンフレット(日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語の6言語)を作成し、各区役所及び国際交流センターで配布しています。

子どもの権利の侵害に対する相談・救済を行う「人権オンブズパーソン」の周知に向け、より分かりやすい広報に努めてまいります。[市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当]

●川崎市総合教育センター教育相談センターホームページにおいて、メール相談を常に受け付けています。

今後も、外国につながりのある子どもたちへの告知(メール相談)の在り方について検討してまいります。〔教育委員会事務局 教育相談センター〕

- (2) 不登校の子ども、外国につながりのある子ども、障がいのある子どもについて、一人ひとりの 状況をとらえながら支援等を行うこと
 - ●「不登校相談会・進路情報説明会」においては、地域のフリースクール等とも連携し、不登校経験者やその保護者を交えてのパネルディスカッションを開催しています。溝口相談室、塚越相談室において、日本語を母語としない相談者が来所した場合、教育政策室の「通訳・翻訳支援事業」と連携した通訳者の派遣などの措置を取っています。

外国につながりのある子どもたちへの支援の在り方については、今後も、関係部署との連絡調整 をしてまいります。〔教育委員会事務局 教育相談センター〕 ●障害のある子どもへの支援については、地域療育センター等の専門機関や保育園、幼稚園、学校 等の関係機関が連携して支援を行っています。

今後につきましても、障害の特性や育ちの段階(ライフステージ)に応じた適切な支援を切れ目なく提供できるよう、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関による連携など包括的な支援体制の構築を進めてまいります。〔健康福祉局 障害計画課〕

(3) 居場所型の支援の仕組みの身近な地域ごとへの設置を検討すること

●地域の子どもの居場所として、こども文化センターを概ね中学校区に1つ設置しています。当施設においては、利用者の多い日中の午後、中高生の利用の多い夜間帯にも常勤職員を配置するようにしており、利用者との信頼関係を築くための環境を整備しています。

また、高津区にある川崎市子ども夢パークにおいては、「フリースペースえん」を開設しています。 おもに学校の中に居場所を見出せない子どもや若者たちが、学校の外で多様に育ち・学ぶ場です。 子どもの参画のもと、さまざまな企画や講座を開催しているほか、個別学習支援等を通して子ども たちが安心して過ごすことのできる環境づくりを実現しています。[こども未来局 青少年支援室]

●ゆうゆう広場(教育支援センター)教育相談員、カウンセラー、家庭訪問相談員を対象に、児童 生徒とよりよい信頼関係を築くための教育相談技術の向上を目的として、月に1回の研修会を開催 しています。

今後は、ゆうゆう広場がより相談しやすいものとなるよう、学生ボランティア「メンタルフレンド」の更なる活用を検討してまいります。〔教育委員会事務局 教育相談センター〕

●定時制生徒自立支援事業(外部委託)として、令和2年度では3校の川崎市立高等学校の定時制課程におきまして、カフェ形式の居場所を設け、相談・個別サポート、キャリアサポート、学習サポート等の支援に取り組んでいます。

引続き、学校と連携し、定時制生徒が自立した人材として成長していけるよう支援の充実を図ってまいります。〔教育委員会事務局 情報・視聴覚センター〕

(4) 利用者に寄り添う相談支援ができるよう、相談者の研修において、子どもの権利の周知を行う こと

●人権オンブズパーソン専門調査員が、利用者に適切な助言等を行うため、市や県が主催する研修等に参加するとともに、市内関係機関・団体等を視察して必要な知識等の習得に努めています。

引き続き、研修等を通じて、利用者に寄り添い適切な助言等を行うことができるよう専門調査員のより一層のスキルアップを図ってまいります。[市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当]

- ●こども文化センター等では、職員研修などにおいて、子どもの声に耳を傾け、子どもやその家庭に関する SOS を受け止められるよう職員のスキルアップを図っています。引き続き、子どもが相談しやすい場所となるよう環境整備に努めるとともに、職員のスキルアップを図ってまいります。 [こども未来局 青少年支援室]
- 3年間を通じて、児童相談所新任職員研修にて児童相談所の他職種の職員や区役所・支所の要保護児童対策地域協議会調整担当職員への子どもの権利に関する研修を実施してきました。また、関係機関への講師派遣により、行政職員を中心に子どもの権利意識向上の機会を設けることができました。[こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室]

提言3に対する措置

地域における子ども・子育て支援活動の推進に向けた連携及び情報発信等への支援を進めること

[提言内容]

- (1) 町内会・自治会、地域活動団体、社会福祉協議会、区役所等の連携を進めること
- (2) 団体同士の情報交換の場の設定や「情報発信」に関する研修会の開催に取り組むこと
- (3) 活動場所に関する支援や運営に関する相談などの対応を検討すること

(1) 町内会・自治会、地域活動団体、社会福祉協議会、区役所等の連携を進めること

- ●「こども総合支援ネットワーク環境整備事業」について、民生委員、主任児童委員、区内の子どもに関する支援機関、施設及び地域の市民活動団体、社会福祉協議会、区役所等の連携を深め、課題の共有、解決策の検討を目的として、川崎区こども総合支援ネットワーク会議を年2回開催しています。ネットワークの中で顔の見える関係を築き、情報共有を行うことで、食料支援やこども食堂の取組につながりました。また、課題別部会を各2回、子どもの育ち、子育て支援等の課題解決につながる講演会及び交流会を計2回開催しています。[川崎区役所 地域ケア推進課]
- ●「幸区こども総合支援ネットワーク会議」を設置し、町内会・自治会、地域活動団体、社会福祉協議会、区役所など関係機関が連携を深める、会議の開催、イベントの実施、広報誌による情報発信を行っています。[幸区役所 地域ケア推進課]
- ●区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等での連携を深めるとともに、民 生委員をはじめ、地域の各種団体と連携した子育てサロンやフェスタなど、地域での顔の見える関 係づくりの中で子育て支援を推進しました。

引き続き、ネットワーク会議等を通じて各種団体との意見交換の場を設けることで連携を深める とともに、地区カルテ等を活用したヒアリング等を通じで地域の子育で課題の解決に向けて取組を 進めてまいります。[中原区役所 地域ケア推進課]

- ●地域の皆さまが 10 年、20 年先の将来も住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けるために、地域のことを知り、今できることを考えるきっかけとして高津区を 4 地区に分けて地域の特徴や地域活動情報をまとめた「地区カルテ」を作成しています。また、子育ての仲間づくりや親子がくつろいで遊べる場である「子育てサロン」の立ち上げの相談や支援を行っています。〔高津区役所 地域ケア推進課〕
- ●宮前区ご近所情報サイト「みやまえご近助さん」を令和2年7月に公開し、地区カルテの情報と町内会・自治会をはじめとした地域活動の情報を町名単位で整理して発信しています。このサイトは、子育て世代の「ご近助コンシェルジュ」が執筆した記事や地域の活動情報を掲載し、ご近所でのゆるやかなつながりづくりを応援するもので、カフェ・子育てサロン等に活動状況を個別にヒアリングし、コロナ禍での活動情報を定期的に更新することにより、連携して情報発信を行っています。

今後も、カフェ・子育てサロン等の活動情報の発信に連携して取り組んでまいります。〔宮前区役

所 地域ケア推進課〕

●地域活動団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会も参加する「多摩区こども総合支援 連携会議」において、地域の課題や連携について協議しています。

引き続き、「多摩区こども総合支援連携会議」を通じて地域団体の連携を深め、地域全体で子育て 支援を推進してまいります。「多摩区役所 地域ケア推進課〕

●区内の子ども関係団体、グループや関係機関の連携を図るとともに、子育でや子どもの育成を地域全体で支援することを目的として、年3回、麻生区子ども関連ネットワーク会議を開催しています。町内会・自治会、地域活動団体、社会福祉協議会、区役所等が定期的に集まり、子ども・子育てに関する情報交換や意見交換を行い、連携を図っています。また、地域の親子と老人福祉施設入所者や地域の高齢者がふれあい遊びなどを行い、世代を超えた交流をする多世代交流事業を開催しています。

現在、地域活動の紹介や自助・互助の重要性を掲載した地域包括ケアシステムに関する小学生向けリーフレットを作成しており、今後、子育て世代向けに地域活動等に関する啓発を行ってまいります。〔麻生区役所 地域ケア推進課〕

(2) 団体同士の情報交換の場の設定や「情報発信」に関する研修会の開催に取り組むこと

●団体同士の情報交換の場の設定や「情報発信」に関する研修会等は特段実施していませんが、わかりやすい情報発信のツールとして、川崎区子育てガイドブック「さんぽみち」を発行し、区内関係機関・団体にも配布するとともに、関係者が出席する場において PR や活用の依頼を行っています。また、より広く区民に周知するために、令和2年度から新たに案内チラシを作成しました。

イベント(子育てフェスタ)を通じて団体活動の広報や情報発信を行っていますが、今後も手法 を検討しながら取り組んでまいります。[川崎区役所 地域ケア推進課]

- ●「幸区こども総合支援ネットワーク会議」を設置し、町内会・自治会、地域活動団体、社会福祉協議会、区役所など関係機関が連携を深める、会議の開催、イベントの実施、広報誌による情報発信を行っています。また、子育て団体交流会を開催し、子育て団体同士の情報交換の場を設けています。〔幸区役所 地域ケア推進課〕
- ●子育てガイドブックを 9,000 部、子育てネットワーク通信を年 6 回各 9,400 部、子育て情報案内 リーフレットを 10,000 部発行し、店舗等と連携し、様々な媒体で広報しました。

引き続き、分かりやすい情報発信に取り組んでいきます。〔中原区役所 地域ケア推進課〕

●「高津区子ども・子育てネットワーク会議」において「情報部会」を設定し、子ども・子育て支援に関わる情報について情報交換や検討を行っています。

引き続き、情報部会においてわかりやすい情報発信について検討してまいります。[高津区役所 地域ケア推進課]

●子育て世代、支援関係者が参加して作成する子育て情報誌「とことこ」を更新し、7,000部を子ども関係施設・団体に配布しています。また、子育て世代をはじめとする地域住民に子育てに関する情報が届くよう、フェイスブックやツイッター、宮前区ご近所情報サイト「みやまえご近助さん」などを活用して、情報発信を行っています。

今後も、子育て情報誌やSNSを活用して、情報発信に取り組んでまいります。〔宮前区役所 地

域ケア推進課〕

- ●「多摩区地域子育で情報 BOOK」及び「多摩区こそだて Web」にて、子育で関連の支援制度や相談窓口、地域の子育でサロン等の地域情報等を掲載し、子ども・子育で関連の情報を分かりやすくまとめ、発信しています。また、「多摩区こども総合支援連携会議」及び地区別会議「たまっ子育成会議」において、子ども・子育で支援団体同士が情報交換する機会を提供しており、今後も継続してまいります。〔多摩区役所 地域ケア推進課〕
- ●区内の保護者等に「ちびっこカレンダー」や子育で情報誌「きゅっとハグあさお」「ちびっこおでかけMAP」などの作成・配布、「こども情報コーナー」の設置により、子育で情報の発信を行っています。

また、麻生区内の子育でサークルや自主グループ等の情報交換や交流・連携を支援することを目的に、子育でサークル交流会を開催しています。各団体関係者同士の交流を深め、自主サークル等の活動の活性化につなげてまいります。[麻生区役所 地域ケア推進課]

(3) 活動場所に関する支援や運営に関する相談などの対応を検討すること

●子育てグループの育成や活性化が図れるようグループの活動場所に出向き、子育てセミナーや育児講座を実施しています(令和元年度 開催169回、延べ参加者3,230人)。また、各区において、子育て支援に関わる機関やボランティア等連絡会議やボランティアのためのスキルアップ研修会等を開催し、親子を支える人材育成や地域の連携を強化しています(令和元年度 開催35回、延べ参加者537人)。

今後も、区役所の各部署と連携しながら、地域での子育てを通した交流の機会や子育て家庭を支援する地域づくりに取り組んでまいります。孤立しがちな多胎児を持つ保護者同士の仲間づくりの支援も行ってまいります。〔こども未来局 こども保健福祉課〕

提言4に対する措置

子ども・子育て支援活動団体と行政等との地域ネットワークの構築を進め

ること

[提言内容]

- (1)活動団体と行政等が定期的に情報交換や意見交換のできる場を設けるなど、団体同士の ネットワークを形成するため、地域におけるコーディネート役を担うこと
- (2)地域における気になる子どもや家庭への支援を推進するため、必要な情報の取り扱いや共有方法についての検討、整備を進めること
- (1)活動団体と行政等が定期的に情報交換や意見交換のできる場を設けるなど、団体同士のネット ワークを形成するため、地域におけるコーディネート役を担うこと
 - ●子育てグループの育成や活性化が図れるようグループの活動場所に出向き、子育てセミナーや育児講座を実施しています(令和元年度 開催169回、延べ参加者3,230人)。

今後も、各地域のグループの特性や希望に合わせ、区役所の各部署と連携しながら地域全体の子育てグループのネットワーク化に取り組んでまいります。[こども未来局 こども保健福祉課]

- ●「こども総合支援ネットワーク環境整備事業」について、民生委員、主任児童委員、区内の子どもに関する支援機関、施設及び地域の市民活動団体、社会福祉協議会、区役所等の連携を深め、課題の共有、解決策の検討を目的として、川崎区こども総合支援ネットワーク会議を年2回開催しています。また、課題別部会を各2回、子どもの育ち、子育て支援等の課題解決につながる講演会及び交流会を計2回開催しています。[川崎区役所 地域ケア推進課]
- ●「幸区こども総合支援ネットワーク会議」を設置し、町内会・自治会、地域活動団体、社会福祉協議会、区役所など関係機関が連携を深める、会議の開催、イベントの実施、広報誌による情報発信を行っています。また、子育て団体交流会を開催し、子育て団体同士の情報交換の場を設けています。〔幸区役所 地域ケア推進課〕
- ●区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、講演会形式で委員の 活動紹介等を掘り下げて行うことにより、深く情報共有しました。

引き続き、ネットワーク会議等を通じて各種団体との意見交換の場を設けることで連携を深めていきます。[中原区役所 地域ケア推進課]

●平成17年度から「高津区子ども・子育てネットワーク会議」を開催し、地域の関係機関や団体等24団体が連携して区内の子ども・子育て支援のネットワーク強化を図っています。本会議を年3~4回、部会を年2~3回開催しています。

引き続き、地域で支え合いながら子育てのできる環境の向上を図ってまいります。〔高津区役所 地域ケア推進課〕

●子育て支援を実施する団体・施設等の代表者が集まり、それぞれの立場から意見を出し合って情報交換する会議を開催し、関係者同士のネットワークの強化を図っています。

子育てを社会全体で支える観点から、今後も、子育て世代だけでなく、地域の子育て支援者との

情報交換に取り組んでまいります。[宮前区役所 地域ケア推進課]

- ●「多摩区こども総合支援連携会議」及び地区別会議「たまっ子育成会議」を定期的に開催し、区内の子ども・子育て支援団体、関係機関、行政が地域課題や情報を共有し、意見交換を行っています。今後も、子育て支援団体同士のネットワーク形成の取組について、会議等の機会を利用し、共有してまいります。「多摩区役所 地域ケア推進課〕
- ●麻生区子ども関連ネットワーク会議を定期的に開催し、区内の子ども関係団体、グループや関係機関と定期的な情報交換や意見交換を行う場を設けています。今後も、地域のネットワーク形成や活動団体同士による顔の見える関係づくりに寄与する取組を行ってまいります。〔麻生区役所 地域ケア推進課〕
- (2) 地域における気になる子どもや家庭への支援を推進するため、必要な情報の取り扱いや共有方法についての検討、整備を進めること
 - ●守秘義務の厳守や情報管理の徹底について、各職場内の会議などで意識向上に努めています。 今後は、個人情報の取扱いについての危機管理研修等を実施し、更なる適正管理を図ってまいり ます。〔こども未来局 運営管理課〕
 - ●児童福祉法に規定されている子どもを守る地域ネットワークであり、要保護児童等の適切な保護を図るため、各種関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会を設置・運営しています。協議会では、情報交換や役割分担及び支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、早期対応を図っています。〔こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室〕

提言5に対する措置

児童虐待防止等子どもの権利保障を徹底するために、行政の専門性の確保 と組織マネジメントに向けた取組を進めること

[提言内容]

- (1) 子どもの権利保障の意識を持つことを徹底し、職員育成に向けた検討を進めること
- (2) 子どもに関わる行政機関その他の機関間の連携を強化すること
- (3) 地域包括ケアシステムの推進と児童虐待対応等との連関について、子どもの権利の理念を わかりやすく提示すること

(1) 子どもの権利保障の意識を持つことを徹底し、職員育成に向けた検討を進めること

●保育園等の職員に対し、直接園に出向いて条例についての研修を行っています。より多くの職員が子どもの権利についての意識を持ち、子どもの権利の保障につながるよう、各区の保育総合支援担当と連携して研修の回数を増やしています。また、パンフレットの配布等を通じての広報も行っています。また、更に多くの保育園職員の子どもの権利についての理解が進むよう、各区の保育総合支援担当が研修を行える体制を整えています。

今後は e ラーニングコンテンツを作成し、より多くの職員が子どもの権利に対する意識を持てるよう研修を進めてまいります。[こども未来局 青少年支援室]

- ●子どもの権利に関する意識の醸成については、児童相談所や区役所の職員を対象に行う新任研修等において、弁護士を講師として実施しています。また、人事マネジメントの強化という点では、支援スキルの向上ということからも、児童相談所と区役所を循環する人材配置等を推進するとともに、人材育成に関わる研修を引き続き実施してまいります。[こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室]
- ●ライフステージに応じた研修、人権尊重教育推進担当者研修、教育政策室だより等で子どもの権利保障や権利学習の取組を紹介するなど、教職員へ働きかけています。担当者が研修を参考に学校全体に広めて権利学習に取り組み、児童生徒が自尊感情を持つ、他者理解を深めるなどの成果をあげています。〔教育委員会事務局 教育政策室〕

(2) 子どもに関わる行政機関その他の機関間の連携を強化すること

- ●子どもに関するさまざまな問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どものニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な支援を行うために、児童相談所、区役所の各々の業務を理解し、支援が行われるよう研修を実施しています。〔こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室〕
- (3) 地域包括ケアシステムの推進と児童虐待対応等との連関について、子どもの権利の理念を わかりやすく提示すること
 - ●地域包括ケアシステムの構築に向け、保健・医療・福祉だけでなく、子ども・子育て等のさまざまな分野に関わる多くの事業者、関係団体等が「顔の見える関係づくり」を進めるとともに、情報交換・共有を目指す場として、「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」を設置し、地域での新たな活動の創出等を目指す取組を進めています。

本市における地域包括ケアシステムの考え方をわかりやすく記載した市民向けのパンフレットや、小学生を対象とした福祉副読本を作成・配布する等、市民意識の醸成に向けた取組を進めています。 小地域において、地区カルテ等を活用し、住民ワークショップ等を通じた地域課題の共有や解決 に向けた取組を進めています。〔健康福祉局 地域包括ケア推進室〕

[参考資料]

(写)

28川に青第875号 平成29年3月13日

川崎市子どもの権利委員会委員長 様

川崎市長福田紀



第6期川崎市子どもの権利委員会への諮問について

川崎市子どもの権利に関する条例(平成12年川崎市条例第72号)第38条第2項の規 定により、次の事項について諮問いたします。

諮問事項:子どもに対する支援の協働・連携について

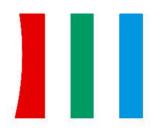
聽問の理由:

社会状況や経済状況など、子どもと家庭を取り巻く環境が変化し、様々な不安や地域 における孤立感などが高まっているため、子どもと家庭を社会全体で支援していくこと が必要です。

本市では、子どもを含めた全ての地域住民を対象にした「地域包括ケアシステム」を 推進し、地域で暮らす多くの人たちと交流しながら、誰もが安心して暮らし続けること ができる地域づくりを進めています。

一方、子どもの権利をめぐる課題として、児童虐待、いじめ、不登校、非行、家庭の 貧困などがあり、これらの課題解決に向けては、行政、市民、関係団体・機関との協働・ 連携による一体的な支援が不可欠です。

地域包括ケアシステムを推進する中で、子どもの支援の主体は多様であり、行政と市 民、関係団体・機関との協働・連携のあり方を多様な視点から検証する必要があります。



Colors, Future! いろいろって、未来。

川崎市

第6期川崎市子どもの権利委員会からの

「子どもに対する支援の協働・連携について(答申)」の提言に対する措置

2021 (令和3) 年3月

川崎市こども未来局青少年支援室(子どもの権利担当) 〒 210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話 044-200-2344 FAX 044-200-3931